

**令和 8 年度環境放射線監視テレメータシステム
局舎自家用発電機点検業務委託仕様書**

第 1 趣旨

この仕様書は、新潟県放射線監視センター（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する環境放射線監視テレメータシステムの自家用発電機に関する点検業務の内容について必要な事項を定める。

第 2 対象局舎及び対象機種

対象局舎及び対象機種は別表 1 のとおり

第 3 点検項目及び交換部品

点検項目は別表 2 のとおり

別表 2 以外に必要なと思われる点検項目がある場合、乙は甲の承認を受け必要な点検を実施すること。

点検の際に交換する 1 台あたりの部品を別表 3 に示す。使用済みの部品は乙が引き取ること。

ただし、始動用蓄電池を交換した場合、取り外した始動用蓄電池は県が処分するため、県が指定する場所に運搬、集積すること。

第 4 履行期限

令和 9 年 3 月 5 日

なお、乙は点検に着手する 1 か月前までに工程表を甲に提出し、甲の承認を受けること。

第 5 成果報告書等

別表 2 に示す点検項目及びこの他に実施した必要と思われる点検項目について点検結果報告書を業務終了後 30 日以内又は履行期限のいずれか早い日までに提出すること。

また、点検結果から自家用発電機更新の要否について報告すること。

第 6 費用の負担

点検に要する消耗品、交換部品、実施場所までの交通費、宿泊費、工具損料等については契約金額に含める。

また、点検の結果、別途費用が発生する修理を要する場合は速やかに見積書を提出し、甲乙協議のうえ決定する。

第 7 事故時の報告及び原状復旧

乙は、局舎、機器等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において速やかに原状に復するものとする。

第8 作業時間

点検実施場所における作業時間は、原則として休日を除き、月曜日から金曜日の9時から17時までとする。これ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、あらかじめ甲に報告し、甲の指示により実施するものとする。

第9 現場責任者

乙は、あらかじめ現場作業の管理をつかさどる現場責任者を選任し、点検当日の連絡先とあわせて点検実施日の14日前までに甲に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第10 その他

この仕様書に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

別表 1 対象局舎及び対象機種

局 舎 名	設 置 場 所	対象 機種	点検 対象
鯨 波 局	柏崎市鯨波2-4-50（鯨波コミュニティーセンター構内）	※1	○
新 道 局	柏崎市大字新道3388（高田コミュニティーセンター構内）	※1	○
加 納 局	柏崎市加納 2564-1（中鯖石コミュニティーセンター構内）	※2	○
北 条 局	柏崎市北条1996（北条中学校構内）	※1	○
越 路 局	長岡市飯塚 県道柏崎越路線沿	※1	○
関 原 局	長岡市関原町 1-2247-2（新潟県立歴史博物館構内）	※2	○
宮 本 局	長岡市宮本町 県道長岡西山線沿 薬師トンネル付近	※1	○
柿 崎 局	上越市柿崎区柿崎7075（旧久比岐高等学校構内）	※1	○
岡 野 町 局	柏崎市高柳町岡野町1849-1（柏崎市高柳町事務所構内）	※1	○
川 西 局	十日町市赤谷葵500	※1	○
小 千 谷 局	小千谷市平沢2	※1	○
妙 見 局	長岡市妙見町 県道小千谷長岡線沿	※1	○
見 附 市 街 局	見附市学校町2-7-13（素材応用技術支援センター構内）	※1	○
分 水 局	燕市分水新町2-5-1（分水公民館構内）	※1	○
寺 泊 局	長岡市寺泊藪田6789-4（コロニーにいがた白岩の里構内）	※1	○
西 山 体 育 館 局	柏崎市西山町浜忠3224-1	※3	—
鎌 田 公 園 局	柏崎市西山町鎌田3501	※3	—
田 尻 車 庫 局	柏崎市安田1421-1	※3	—
港 公 園 局	柏崎市中浜一丁目豊洲浜803-101	※3	—
石地コミセン局	柏崎市西山町石地字稲場1211-3	※3	—
和 島 局	長岡市荒巻大平2125-1	※3	—
下 川 西 局	長岡市花井町1019	※3	—
柿 崎 川 ダム 局	上越市柿崎区上中山1849-3	※3	—
油 田 局	刈羽村大字油田字中ノ坪1700-3	※3	—
五 十 土 局	柏崎市五十土215-3	※3	—
吉 井 局	柏崎市吉井1662-3	※3	—
畔 屋 公 園 局	柏崎市大字畔屋460-1	※3	—
長 岡 市 街 局	長岡市沖田2-173-2	※3	—

※1 株式会社三井 E&S パワーシステムズ(旧社名：三井造船マシナリー・サービス株式会社)製 MAS5EZ-S

※2 株式会社三井 E&S パワーシステムズ製 MAS-7S

※3 株式会社三井 E&S パワーシステムズ製 MAS-3S

別表 2 点検項目

区分	点検部位	作業内容
本体	外観及び外装ボルトナット	点検清掃・点検増締
	外観の見回り	錆・油・燃料漏れ・パッキン(シール)点検
	排気及び排風の状態	排気色・ガス漏れ点検(運転時)
	基礎ボルト	点検増締
	振動・異音・異臭	異常有無点検(運転時)
潤滑油 系統	エンジン潤滑油	油量点検(停止時)
		水・燃料混入有無点検(停止時)
		交換
	潤滑油フィルター	・エレメント交換(オイル交換と同様) (別表 1 対象機種のうち※2※3に実施) ・洗浄 (別表 1 対象機種のうち※1に実施)
	潤滑油圧・配管	点検(運転時圧力値、漏油)
燃料 系統	燃料油フィルター	エレメント交換(停止時)
	燃料配管・ホース・バルブ	傷・漏れ・ゆるみ等点検
冷却 系統	冷却用ポンプ (エンジン用、換気用)	点検
		ファン用温度スイッチ動作確認
		キュービクル内換気ファン動作確認 絶縁抵抗測定
吸排気 系統	エアクリーナ	エレメント交換
	排気マフラー	排気マフラー点検
計装類 (機側)	ヒータ	発電機用、エンジン用、蓄電池用 絶縁抵抗測定
	始動用蓄電池スイッチ	作動確認
	燃料供給ポンプ	作動確認
始動 系統	スタータ	作動確認
	停止ソレノイド	作動確認
	始動用蓄電池	電圧測定
燃料 タンク	外観	錆等目視点検
	ボルト	緩みの有無等の目視点検
	配管	緩み、漏れ等の目視点検
	燃料槽	漏れ等の目視点検
	油面計	目視点検
	水抜き	目視点検
	警報点	動作確認
消音器	外観	発錆、取り付け状態等の目視点検
	排気ガスのつまり	目視点検(運転時)
	フレキシブルパイプ	ガス漏れ目視点検

別表 2 (つづき)

機関及び 電装部品	防振ゴム	目視点検
	据付ボルト	緩み等の目視点検
	エンジン調整装置・停止装置	作動、緩み等の点検
	電装品	作動点検(運転時)
	制御盤外の電装品	端子等緩み点検(停止時)
		清掃
保護 装置	油圧低下	制御盤タッチパネルによる作動点検(模擬動作)
	始動渋滞	制御盤タッチパネルによる作動点検
	過速度	制御盤タッチパネルによる作動点検
	過電圧	制御盤タッチパネルによる作動点検
	不足電圧	制御盤タッチパネルによる作動点検
	過電流	制御盤タッチパネルによる作動点検(模擬動作)
	非常停止	制御盤タッチパネルによる作動点検
	周波数低下	制御盤タッチパネルによる作動点検
	油面低下	制御盤タッチパネルによる作動点検(模擬動作)
	充電不能	制御盤タッチパネルによる作動点検
	庫内温度上昇	制御盤タッチパネルによる作動点検(模擬動作)
制御盤	交流電圧計	目視点検(運転時)
	交流電流計	目視点検(運転時)
	周波数計	目視点検(運転時)
	直流電圧計	目視点検(運転時、停止時)
	各部締付点検	緩み等目視点検(停止時)
	充電器	目視点検
	操作パネル	目視点検
	各配線材	目視、触感点検
	各継電器	作動点検
発電機	絶縁抵抗測定	点検(始動前、停止時)
	運転時の音、振動	作動点検
	軸受部温度	運転時触感または温度計による
運転 試験	始動試験	商用電源断の疑似信号による始動試験

別表 3 交換部品一覧（1 台あたり）

品 名	数 量
潤滑油系統	
エンジン潤滑油	1
潤滑油フィルター （別表 1 対象機種のうち※ 1 を除く）	1
O リング（別表 1 対象機種のうち※ 1 のみ交換）	1
燃料系統	
燃料油フィルター	1
O リング	1
吸排気系統	
エアクリーナ	1
始動系統	
始動用蓄電池	—
計装類	
燃料供給ポンプ	—
制御盤	
充電器	—